

第6章

施策の展開

1 施策の全体体系

《 目指す姿 》

家庭・地域・学校の強い絆のもとで、よりよい未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育む地域社会が形成されています。

目標 1

夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む

目標 2

家庭・地域・学校の教育力の充実と連携の強化を図り、山元の豊かな教育資源を生かしながら社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる

目標 3

次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育むとともに他国の文化の理解を深める

目標 4

生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

基本方向と基本施策

基本方向 1

豊かな人間性や社会性の育成

- ①生きる力を育む志教育の推進
- ②道徳教育の推進
- ③いじめ・不登校への対応

基本方向 2

確かな学力の育成

- ①基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長
- ②「分かる授業」への授業改善
- ③ICT教育の推進
- ④国際理解を育む教育の推進
- ⑤特別支援教育の充実

基本方向 3

健やかな身体の育成

- ①知育・徳育にもつながる基本的な生活習慣の定着
- ②体力・運動能力の向上
- ③食育の推進

基本方向 4

教育環境・教育活動

- ①小学校再編の計画的推進
- ②「みのりプロジェクト推進事業」の推進
- ③教職員の働き方改革の推進

基本方向 5

家庭・地域・学校の連携・協働の推進

- ①コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の連携
- ②小小連携、幼保小連携、小中連携の強化
- ③子供たちの体験活動の推進
- ④家庭教育支援の充実

基本方向 6

伝統・文化の尊重と文化財の保護と活用

- ①伝統・文化の尊重と理解
- ②文化財の保護と活用

基本方向 7

生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

- ①地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進
- ②生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

基本方向 8

防災教育をとおした命を守る意識の高揚

- ①防災教育の推進・充実
- ②地域の自主防災訓練や町総合防災訓練への参加
- ③震災遺構・防災拠点の利活用

2 基本方向と基本施策



基本方向 1 豊かな人間性や社会性の育成

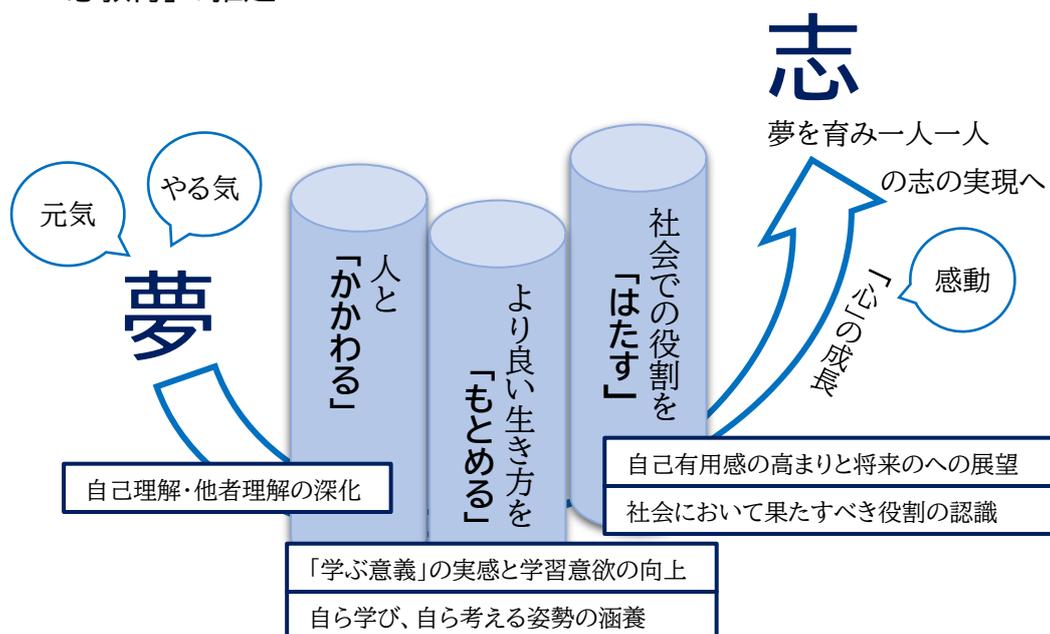
(1) 生きる力を育む志教育の推進

- 新学習指導要領の中で、一人一人のキャリア形成と自己実現を支援するキャリア教育の推進が新たに求められています。宮城県独自の「志教育」は、^{※6}人や社会とかかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育で、まさにキャリア教育そのものです。

小学校段階から児童生徒の発達段階に応じた系統的な教育活動を通じて、学習や体験活動の成果を夢や目標につなげていく力、興味を持ったことを追究する力、習得するまで努力する力、豊かな人間関係を築くコミュニケーション力、自己の役割を果たすことを通して自己肯定感や自己有用感を高めるなど、発達段階に応じた豊かな心を持った人づくりを進めます。

- 自らの夢や志、生き方について主体的に探究し、一人一人が将来の職業人、社会人としての自己を見据えて、主体的に学ぶ意欲と目標を持って努力していけるよう、中学校では「立志式」、小学校では「自分の将来の夢発表会」などの夢や志の表現・発表の場を教育課程に位置付けます。

<「志教育」の推進>



(2)道徳教育の推進

重点的事項 1

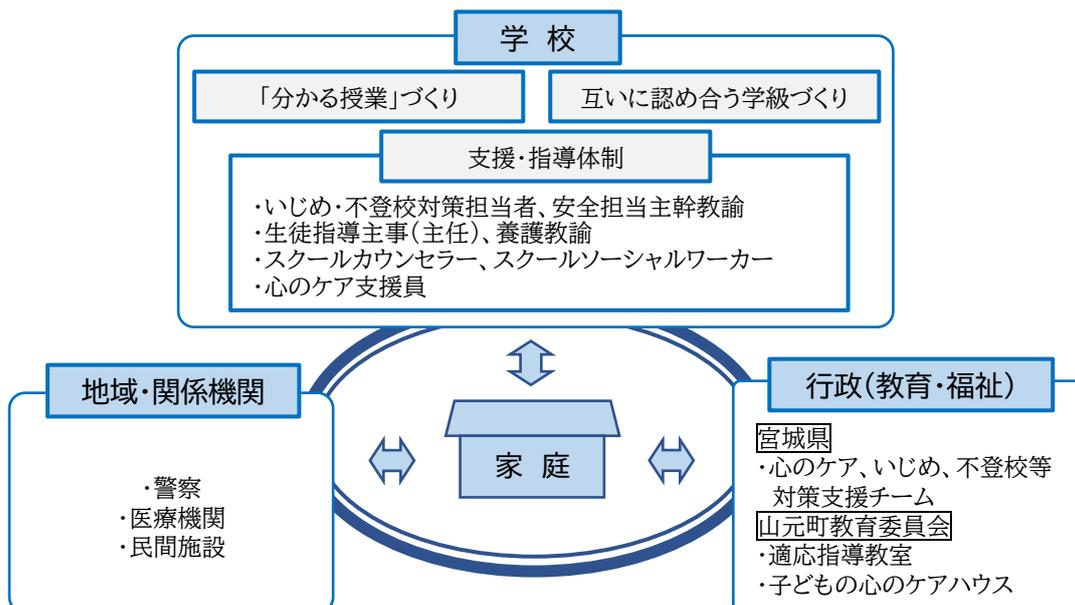
- 「特別の教科 道徳」の指導実践が本格化し、各学校において指導計画に基づき道徳教育が推進されています。他教科との横断的なつながりや地域や児童生徒の実情に応じた重点的な指導を行うなど、より一層充実した道徳教育の実践を目指します。
- ふるさとを愛する心、自他の命を大切にし互いに尊重し合う心、思いやりの心、社会の一員としての規範意識、自己肯定感、自己有用感などを育てる道徳教育に取り組みます。

(3)いじめ・不登校への対応

重点的事項 2

- 学ぶことの楽しさや意欲を育む「分かる授業」の実践や互いに認め合う学級づくり、道徳教育、学校行事を含む特別活動等の体験活動などを通してよりよい人間関係づくりに取り組ませることにより、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活に対する充実感を高め、すべての児童生徒が「行きたくなる学校」づくりを目指します。
- 専門的知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや「子どもの心のケアハウス」を含む専門機関との連携を図るなど教育相談体制の充実を図るとともに、「チーム学校」として、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応及び継続的な指導・支援に取り組みます。

<いじめ・不登校、心のケアに関する体制イメージ>





基本方向 2 確かな学力の育成

(1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長

重点的事項 3

- 児童生徒が分かる喜びや楽しさを実感し、充実した学校生活を送り、一人一人が志を抱いて希望する進路を実現していくため、自らの可能性を最大限伸ばせるよう基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、自らの考えや思いを表現する力を育て、学んだことを活用して考える「確かな学力」を育成します。
- 基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるためには、そのベースとなる学習規律をしっかり身に付けておく必要があります。町内全小・中学校の教職員共通理解のもと統一して、学習の約束、持ち物の準備、話の聞き方・話し方などについて足並みをそろえて指導することで、よりよい学習態度を育成します。

<学びの基本リーフレット 小学校上学年用>

聞く方

- 目で聞く 耳で聞く 心で聞く
- しっかりと聞く
 - 話している人に目を向けて聞きましょう。
 - 必要だと思ったことは、メモを取りながら聞きましょう。
 - 最後まで聞き、途中で話をささないようにしましょう。

話し方

- 自分の考えを友達に伝えよう
- しっかりと話す
 - 聞く人に伝わる声の大きさを、はっきりと話しましょう。
 - 聞き手の方を向いて話しましょう。
 - 最後まではっきりと話しましょう。

ハンドサイン&身に付けたい態形

【意見】 ○わたしは、～だと思います。 ○みなさんはどう思いますか。	【付けない】 ○～さんの意見に付け足して～です。
【同じ考え】 ○～さんの考えに賛成で、～だと思います。	【ちがう考え】 ○～さんの考えに反対で、～だと思います。
【困った】 ○話を聞いて分らなくて困った時にあげます。	【ちがう】 ○友達の意見を聞いてなっとくした時にあげます。

学びの基本
山元町教育委員会

学びの基本をしっかり守り、落ち着いて学習に取り組む、たくさんの知識や技能を身に付けましょう。

年 組 名 前

チャイムと鐘
○始まりのチャイムは着席して聞きましょう。
○正しい姿勢で座り、あいさつをしましょう。
○先生と目を合わせて、あいさつをしましょう。

始まり・終わりのあいさつ
日本語・・・「注目!」
全員・・・「はい!」
日本語・・・「これから(これで)」
○話題目の発表を始めます(終わります)
礼! 全員で礼をする

大きな声で挨拶
あいさつを込めてあいさつ

学びの基本を身に付けると
集中できる 理解が分かる 発表が増える

ノート
線やマス目に合わせて正しい文字で書きましょう。

ノートの具体的な活かし方
○ノートのサイズ マス目の大きさ、罫線の広さは、学年に合ったものを使用しましょう。
○下書き(3つの約束)を使い、ノートの下に何を書かないようにしましょう。
○線を引くときは定規を使いましょう。
○裏面に書いてあることをノートに落して転写し戻りができるようにしましょう。
○☆日にちを書く。
○☆本時のめあてを書く(…着て読む)
○☆本時のめあてを書く(…着て読む)

えんぴつのかき方
「握り方」は右利き・左利きで握る。
「人差し指」は握る。
「中指」は握る。
「薬指」は握る。
「小指」は握る。

持ち物の準備
○2Bの鉛筆(5本・6本)
○赤・青の鉛筆(上学年は赤・青・黒各1本)
○定規(5mm刻み)強硬なもの(1本)
○消しゴム(四角いよく消えるもの 1個)
○名前ペン(1本)

学習用品の準備
○学習の準備を始めるよう定規・消しゴム(影や付着)や多様なカラーペンを使いません。
○学習の時は、鉛筆1～2本、赤・青鉛筆またはペン、消しゴム、定規を机の上に出し、筆入れははまっておきます。
○鉛筆は家で削ってきます。必要な場合は、休み時間に取り替えます。

- 各家庭において学習習慣が確立・定着するよう、家庭と密接に連携し推進します。特に、自主学習を推進し、自分から進んで学習に取り組むことができる児童生徒を育成します。
- 学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力を、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱から整理しています。その中で「学びに向かう力、人間性など」は、数値で測定できない個人の特性による能力(非認知能力)であり、他の2つの資質・能力を身に付けるためのベースとなるものです。非認知能力は、あらゆる発達段階において、あらゆる教育活動において身に付けるべきものであることから、家庭だけでなく地域とも連携し育成してまいります。

(2)「分かる授業」への授業改善

- 本町では、令和元年度から県総合教育センターの「市町村教育委員会との連携による学校サポート事業」を活用し、小小連携による算数科の共同研究に取り組んできていました。その成果をステップアップし、令和4年度からは山元中学校を含めた小中連携に取り組めます。異校種間の学びの連続性を踏まえ、協働による授業づくりの取組を進めることで、教職員の授業力向上を図ります。
- 学習指導要領では、重要なポイントとして「主体的・対話的で深い学び」をあげています。また、令和3年1月26日に中央教育審議会答申として「令和の日本型学校教育」が示されました。その中では「個別最適な学び」「協働的な学び」を一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる必要性が述べられています。本町では、これまでの共同研究で「意見の交流」に重点をおき研究を進める中で、「自分の思いや考えを表現する力」が十分に満足できる状況にないことが課題として明確になっています。これまで以上に小・中学校間の連携を強化し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むことで、本町の児童生徒の課題である「自分の思いや考えをもとに行動できる児童生徒」の育成を目指します。

(3)ICT 教育の推進 重点的事項 4

- 多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく育成するため、「個別最適な学び」「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが求められています。そのために、GIGA スクール構想を加速させることで、学びの保障を早期に

具体化し、情報化社会に主体的に参画する態度や、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けさせ、自ら学び・考え・行動する児童生徒を育成します。

- 分かりやすく深まる授業を実現し、児童生徒の「確かな学力」を育成するため、ICT を効果的・効率的に活用する授業を推進します。教員の ICT 活用能力の向上を図るとともに、教科指導における ICT 活用を進めます。
- 災害や感染症の発生による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICT の活用等により学びを保障できるよう取組を進めます。

(4)国際理解を育む教育の推進

- 学習指導要領では、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方をはたらかせることにより、コミュニケーションを図る基盤となる資質・能力を育成することを重視しています。国際共通語である英語力の向上に向けた教育を推進し、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養います。
- 他国の文化、生活習慣等を理解し互いを尊重して共に生きていくための能力や態度を育成するため、ALTを適切に配置するとともに、デジタル教材の活用などにより小学校段階からの外国語教育を推進していきます。

(5)特別支援教育の充実

- 障害の有無によらず、多様な個性を持つすべての児童生徒が心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した指導や支援が行えるよう、一人ひとりの様々な教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を推進します。
- ライフステージ^{※10}に応じた必要な支援を行うために、幼児期から学校卒業まで継続して「個別の教育支援計画」を活用します。教育、医療、福祉、保健等と連携のもと、専門的な教育相談・支援が受けられるよう支援体制の充実を図ります。
- 障害の特性に応じた指導の工夫を行うため、^{※11}「個別の指導計画」を活用し、合理的配慮の提供を含めた個に応じた指導や支援の充実を図ります。また、特別支援教育支援員の配置の充実を図り、多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現を図ります。



基本方向 3 健やかな身体の育成

(1) 知育・徳育にもつながる基本的生活習慣の定着

重点的事項 5

- 高度情報化社会の中、児童生徒の生活も大きく変化してきています。テレビ、インターネット、スマホ、タブレット、ゲーム等が児童生徒の身近な物となり、その使用時間が年々増加傾向にあります。それに伴い、就寝・起床時刻の乱れなど基本的な生活習慣に大きな影響が出ています。また、これらの長時間にわたる使用は、「学力」との相関関係も指摘されています。

さらに、メールやSNSをめぐる誹謗中傷やいじめといった問題が生じるとともに、テレビやインターネットの普及により、家族間のコミュニケーション不足が親子関係の希薄さにつながり「子供たちの心の成長」にも大きな影響を与えています。

- 全国学力・学習状況調査の質問紙調査や町養護教諭部会の生活アンケートなどにより児童生徒の生活実態を把握するとともに、その結果を示し基本的な生活習慣を身に付ける意義や方法を指導することで、児童生徒自身が生活を見直すきっかけとし、心身の健康の保持増進への意識の高揚を図ります。

- ※12 山元の子ども「3つの約束」について、児童生徒自身にその意義や現状について考えさせることで意識化させ、主体的な取組に変えていけるよう指導していきます。また、お便りや懇談会を通して、家庭・地域と情報を共有することで、基本的な生活習慣の定着はもとより、家庭学習時間の確保、望ましい親子関係を通じた児童生徒の心の成長も図っていきます。

(2) 体力・運動能力の向上

- 体を動かす楽しさや喜びを感じることを通して、運動習慣の定着につなげるとともに学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組みます。
- 児童生徒の体力低下の現状を踏まえ、運動や健康維持の重要性、外遊びの大切さ、スポーツの楽しさなどを児童生徒及び保護者に発信し、体力・運動能力の向上に対する意識の高揚を図ります。

(3)食育の推進

- 児童生徒が主体的に望ましい食習慣を身に付けられるよう、各教科との関連を図りながら「食に関する指導に係る全体計画」に沿って指導を進めるとともに、学校給食を生きた教材として活用し、毎日の給食指導や栄養教諭による出張授業などで、食に関する指導の充実を図っていきます。
また、家庭との連携を図り、望ましい食習慣や食の楽しさ・大切さに気付かせ、学校給食を通じたより良い人間関係の醸成を図っていきます。
- 宮城や山元の食材を使用した地域の伝統的な郷土料理や行事食を積極的に学校給食に取り入れるとともに、地元で伝わる郷土料理を体験する機会を設けて、地域の生産者や住民との交流に取り組むなど地元の食材や食文化についての理解と関心を深めます。

<山元の子ども「3つの約束」 小学校上学年用>

山元の子ども 3つの約束

～毎日しっかり取り組んで 夢の実現を目指しましょう！～

規則正しい生活

- 早寝・早起き。
決まった時刻には寝ましょう。
(遅くても10時まで)
- 朝ごはんを
しっかり
食べましょう。

家庭学習

- 決まった時刻に
取り組みましょ
う。



4年=40～50分
5年=50～60分
6年=60～70分

ゲーム・スマホなどの約束

- 1時間以内。
夜8時までには
やめましょう。

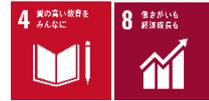


みなさんのだれでも 元気を出して しんぼう強く すみちを立ててやりとおせば
どんなことでも きっとりっぱになしとげることができます
山元町名誉町民「志賀 潔 博士」の言葉

志賀 潔 博士：細菌学者。宮城の生まれ。赤痢菌を発見。昭和19年文化勲章受章。晩年を山元町で過ごす。

山元町教育委員会

名
前



基本方向 4 教育環境・教育活動の充実

(1) 小学校再編の計画的推進

- 教育委員会では、平成30年12月に小・中学校再編方針を下記の通り示しました。

《小・中学校再編方針》

小学校:10年後を目途に「小学校1学区」

中学校:2021年(令和3年)4月に「中学校1学区」現山下中学校を活用

- 上記の方針に則り、中学校については町内2つの中学校を再編し、令和3年4月に山元町立山元中学校が開校しました。
- 小学校4校の再編についても、上記の方針にのっとり、児童生徒にとってよりよい学びができる環境を整えていけるよう計画的に再編準備を推進していく必要があります。

(2) 「みのりプロジェクト推進事業」(学校教育充実事業)の推進

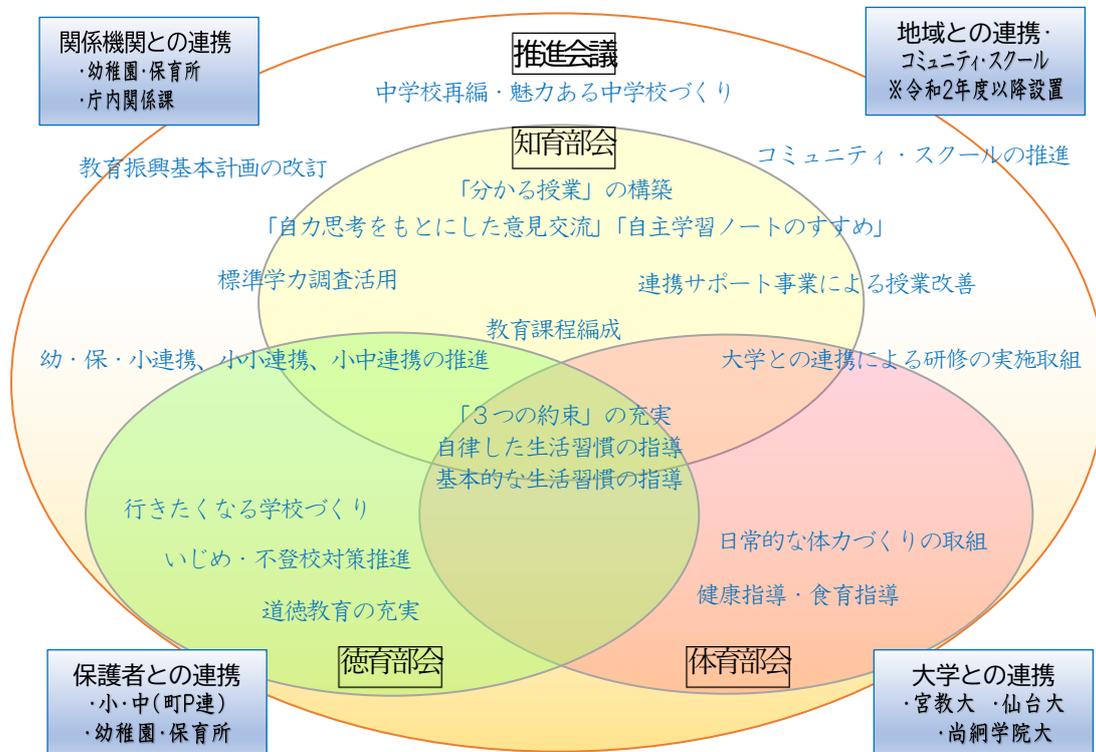
重点的事項 6

- 町としての教育の方向性や取り組むべき課題について協議するとともに、知・徳・体の各領域における課題や改善策について検討し、町全体として学校教育の充実に取り組みます。
- 「みのりプロジェクト推進事業」は3期10年の計画であり、令和3年度は1期の最終年となります。これまで、本町の学校教育が直面する喫緊の課題である「学力向上」「学校再編」「教育振興基本計画」「コミュニティ・スクール」「2学期制」などについて、知育・徳育・体育の3部会を設置し、それぞれ担当校長のもと、既存の担当者会を活用しながら各領域での実践を行い、成果を上げてきています。
今後、第2期、第3期と進んでいく中で、小中連携教育を推進していくとともに、山元町の児童生徒のよさを生かしながら、本町の児童生徒の大きな課題である「自分の思いや考えをもとに行動できる児童生徒の育成」を目指していきます。

(3)教職員の働き方改革の推進

- 教員の人間性や創造性を高め、児童生徒と向き合う時間を確保し、児童生徒に対して効果的な教育活動が行うことができるようにするために、教員のこれまでの働き方を見直し適正な勤務時間の管理等を推進します。
- 出出勤システムを導入し、教職員の勤務時間に対する意識の変革を図り、長時間勤務の縮減に努めます。また、時間の使い方、仕事に対する取り組み方など業務の質的転換を図ります。
- 校務の情報化については、校務支援システムを導入することで校務の効率化を実現し、教職員の事務負担の軽減を図ります。
- 長時間勤務によるストレスなど心身のケアを計画的に行い、教職員が健康で職務に専念できるよう健康管理対策の充実を図ります。

<「みのりプロジェクト推進事業」について>





基本方向 5 家庭・地域・学校の連携・協働の推進

重点的事項 7

(1) コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の連携

- 平成29年4月1日より施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の中で、コミュニティ・スクール(学校運営協議会を置く学校)の設置の努力義務やその役割の充実等の内容が示されました。また、学習指導要領の中でも「社会に開かれた教育課程」が重要視されています。

本町では、令和3年度に山下小学校でコミュニティ・スクールを先行導入するとともに、3か年計画で町内全小・中学校に導入します。学校と地域の人々が目標を共有し、地域と一体となって児童生徒を育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

- 学校を核として地域全体で目標やビジョンを共有し取り組む「コミュニティ・スクール」を推進することで、地域と学校の信頼関係が高まり、両者の活性化につながるものと考えます。また、地域の皆さんと子どもたちが触れ合うことで、地域への愛情が生まれると同時に、安全・安心な教育環境がつくられるよう進めていきます。

(2) 小小連携、幼保小連携、小中連携の強化

- 幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携を強化することで、^{※13}「小1プロブレム」や^{※14}「中1ギャップ」等の課題を改善し、児童生徒が「行きたくなる学校づくり」を目指します。
- 小学校再編に向けて、子供同士の交流活動の充実、学習規律の統一、共同研究による授業改善など、町内4小学校が連携・推進していきます。また、異校種間の学びの連続性を踏まえ、教職員の相互理解や情報共有を確立し、小・中学校間のより一層の連携強化を図ることで、本町の児童生徒の課題改善に取り組みます。
- 幼稚園・保育所から小学校に円滑に進学できるように、幼児の体験入学や情報交換会を開催するなど、幼稚園・保育所と小学校とで十分な連携を図ります。

(3)子供たちの体験活動の推進

- 児童生徒が、直接自然体験をしたり、文化芸術を体験したりする機会が減少する中、学習指導要領では、豊かな心や健やかな体を育成するために「体験活動の重視」がポイントとしてあげられています。地域の方や専門家を招いたり、企業や大学と連携したり集団宿泊学習の中で自然体験を取り入れたりするなど、体験活動を積極的に教育課程に位置付け、豊かな感性を育んでいきます。

(4)家庭教育支援の充実

- 少子高齢化・核家族化が進み、共働き世帯が増加するなどの社会情勢の変化により、家庭の教育力の低下が指摘されています。家庭は、児童生徒の健やかな育ちの基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点です。児童生徒の心身の調和のとれた発達のためにも、家庭の教育力の向上に向けた支援を充実します。



坂元小学校 さつまいも掘り



山下第一小学校 着衣水泳



山下小学校 運動会「徒競走」



坂元小学校 坂元こども神楽



基本方向 6 伝統・文化の尊重と文化財の保護と活用

(1) 伝統・文化の尊重と理解

重点的事項8

- 本町の歴史や伝統文化の理解を深めるため、豊かな歴史文化の特質や価値について、普及啓発活動を通じ広く町民への共有を図り、ふるさとを愛する心を醸成します。
- 本町の歴史・文化の拠点施設である歴史民俗資料館を活用し、町民が望む町の歴史や伝統・文化の情報を適切な形で提供することができるよう展示内容の充実や各種講座等による学習機会の提供、支援体制の強化を図ります。また、町の公式ウェブサイトや「広報やまもと」等により、世代間ギャップを意識した効果的な広報活動を行い、町の歴史等の積極的な情報発信を図ります。
- 本町の民俗芸能を身近に感じる機会として地域に伝わる神楽等の伝統芸能の体験学習を推進するとともに、地域住民の参加と継承を図るため、民俗芸能保存団体の活動を支援します。

(2) 文化財の保護と活用

- 地域に伝わる伝統芸能や伝統行事、貴重な文化財を適した形で保護・保存しながら、それらを活用した活動を推進し、後世に適切に継承・発展させていこうという意欲や意識を育てます。
- 合戦原遺跡をはじめとする発掘調査の出土品や線刻壁画等の埋蔵文化財を適切に保護・保存するとともに、その調査成果から得られた過去の自然災害や地域の歴史について学べる機会を提供し、理解と関心を深めます。
- 地域に残る民俗資料や古文書等の大條家関連資料、その他建造物等といった有形文化財を適切に保護・保存するとともに、伝統芸能や民間信仰などの無形文化財の記録作成や、寺社をはじめとする個人所有の文化財の把握と保護に努め、その公開・講座等の普及事業を実施し、町民の理解・関心を深めます。
- 歴史民俗資料館所蔵資料の整理を継続的に行い、町の貴重な歴史資料の保護・保存に努め、その公開と計画的な活用を図ります。
- 町の貴重な文化財を保護するため、有形文化財や埋蔵文化財などの調査を行い、必要となる文化財指定登録を進めます。



基本方向 7 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

(1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進

- 生涯学習関連施設における取組や文化芸術活動に主体的に参加できるように、個人や社会のニーズに応じた学習機会や活動しやすい環境づくりに努め、学んだ成果を生かした活躍ができるように支援をすることで、生涯を通じた学びの実現を図ります。
- 多元的なネットワークを活用して学習情報を収集しつつ、「広報やまもと」等の広報誌や町の公式ウェブサイトを効果的に活用することにより、町民等が望む学習の情報を、適切な形で提供することができるように努めます。
また、様々な情報に触れることにつながり、より心を豊かにしてくれる読書の推進を図るため、図書に慣れ親しむ環境を整備します。
- 「青少年劇場小公演」や「宮城県巡回小劇場」など、児童生徒が文化芸術に触れる機会の充実を図り、実際に町民が参加する参画型文化芸術活動の支援に努めます。
- 学びの成果の発表の場を提供するため、「町民文化祭」や「公民館まつり」などへの積極的な参加を呼びかけるとともに、関係機関や団体と連携しながら、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、学んだことをもとに地域活動で活躍する機会を拡充させることで、共に生きる共生社会の実現を目指します。

(2) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

重点的事項9

- スポーツ系施設の設備の充実を図るとともに、学校施設の開放等を活用しながら、スポーツに親しむことができる環境を多角的な視点で確保し、誰もが充実したスポーツライフを送り、心身を健康に育むことができる社会を目指します。
- スポーツのもつ楽しさや魅力を発信し、町民がスポーツのよさを享受するための主体的な行動の促進を目的に、^{※15}「山元町健康スポーツ推進条例」を制定し、スポーツを通じた人づくり・地域づくりの推進につなげ、町民の

幸福と健康づくりを目指します。

- ニーズに応じた様々なイベント等の開催や、その支援をすることで、地域の一体感や活力を醸成し、健康な生活を営もうとする地域コミュニティづくりを推進します。
- 地震の被害などにより使用を見合わせている町民体育館については、一日も早い復旧を実現するとともに、代替施設を有効利用しながら、すべての町民が健やかなスポーツライフを送ることができるよう環境を整えていきます。



山元町長杯少年野球交流大会



ニュースポーツ体験会



公民館講座
「ばあちゃんとりっぷ」



山元町町民文化祭



基本方向 8 防災教育をととした命を守る意識の高揚

(1)防災教育の推進・充実

重点的事項 10

- 東日本大震災の津波により、本町の社会基盤は壊滅的な被害を受け、637名の尊い命が失われました。近年は異常気象により水害や土砂災害等が頻発していることから、町民一人ひとりが身近に災害が存在することを理解し、災害発生時にどのように対応すべきか、また、常に防災や減災の意識を持ち続ける必要性を促すため、被災地ならではの充実した防災教育を推進していきます。
- 過去の災害や東日本大震災から得た知恵や教訓を学び、現在から未来へと伝えつないでいくことで、記憶の風化や同じ悲劇を繰り返さないための大きな役割を果たします。そのため、本町の被災状況を正しく理解し、伝えていくための震災伝承活動を支援していきます。

(2)地域の自主防災訓練や町総合防災訓練への参加

- 児童生徒と町民が一体となった防災訓練を計画し、町内の小・中学校等の防災主任で組織される防災担当者会と連携を図り、新しい防災対策や情報を取り入れながら、効果の高い防災訓練の実施に取り組んでいきます。
- 防災訓練などを通じて、あらゆる人々が災害対応業務の一端を担うことにより、災害発生時における自助・共助の在り方を学び、日頃から自ら主体的な行動を取ろうとする意識を高めていくことを目指します。

(3)震災遺構・防災拠点の利活用

- 本町の防災教育の拠点施設である「震災遺構中浜小学校」や防災拠点「つばめの杜ひだまりホール」などを最大限活用し、広く防災学習の機会を提供します。
- 震災遺構中浜小学校では、語り部ガイドによる案内とともに現地を見学するだけでなく、予備知識を得るためのオンライン授業や、事前・事後学習にも利用できる防災学習ワークブックの活用によって災害に対する理解を深めるとともに、学校や家庭での学習機会を提供します。
- つばめの杜ひだまりホールでは、防災情報コーナーでの学習機会の提供のほか、防災用品備蓄庫やマンホールトイレ、耐震性貯水槽、かまどベンチ等の見学や設営体験を通じ、災害発生時に円滑な避難所運営等が行えるよう努めます。

3 重点的事項

本計画をより実行的に推進するために、令和4年度から令和8年度までの5年間で、ここにあげる10の重点的事項を中心に取組を進めます。

《 重点的事項 》

重点的 事項	1	道徳教育の推進	
重点的 事項	2	いじめ・不登校への対応	
重点的 事項	3	基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長	
重点的 事項	4	ICT教育の推進	
重点的 事項	5	知育・徳育にもつながる基本的生活習慣の定着	
重点的 事項	6	「みのりプロジェクト推進事業」の推進	
重点的 事項	7	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の連携	
重点的 事項	8	伝統・文化の尊重と理解	
重点的 事項	9	生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実	
重点的 事項	10	防災教育の推進・充実	

【参照】 SDGs との関連

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際社会における総合目標です。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めた全て国々や人々を対象としており、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。特に、ゴール4は「質の高い教育をみんなに」を目標として、すべての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する施策を講じることを定めています。

また、SDGsにはESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）について記載されており、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動の実践は、SDGs17のゴール全ての目標達成に貢献するものと言われており、ESDの推進自体がSDGs達成の重要な要素であるといえます。

本計画においても、SDGsの達成を目指し、基本施策との関連を明示していきます。



山下小学校「1年生を迎える会」



山元中学校「給食配膳の様子」

